

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部改正（案）

平成31年10月1日～

原価計算による所要経費の見直しや消費税および地方消費税の税率が平成31年（2019年）10月1日に10%に引き上げられることなどから、見直しを行った結果、滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）の一部を改正しようとするものです。

増額するもの

内 容	現 行	改 正 後
水上オートバイを操船しようとする者に対する講習の受講料	2,380円	2,430円 (+50円)
水上オートバイを操船しようとする者に対する講習の修了書の交付手数料	460円	470円 (+10円)
水上オートバイを操船しようとする者に対する講習の修了書の再交付手数料	460円	470円 (+10円)

《増額の主な理由》

- ◆ 消費税増税に伴う所要経費の増額

減額するもの

内 容	現 行	改 正 後
道路使用許可の申請に関する審査手数料	2,040円	2,000円 (△40円)
道路使用許可証の再交付手数料	430円	410円 (△20円)
自動車保管場所標章の交付手数料	580円	550円 (△30円)

《減額の主な理由》

- ◆ 調査委託業務縮小による委託費用の減額
- ◆ OSSシステムによる業務所要時間の減少

新設するもの

その他の証明書の交付等の警察関係事務手数料
1件につき ⇒ 580円

《概要》

警察職員であった者に対する履歴または経歴に関する証明書の交付の手数料等の額を新たに制定するもの。